

大阪府監査委員告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年6月30日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 土井 達也

委員意見に対する措置

（負担金の金額及び繰出し基準の妥当性について）

監査対象機関名	大阪府健康医療部（保健医療室）	
監査実施年月日	委員 平成24年7月25日	事務局 平成24年6月14日から同年8月9日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）は、経営努力の結果、地方独立行政法人化後単年度黒字を確保しているが、一方で、病院機構への100%出資者である大阪府の財政状況は非常に厳しい状況にある。</p> <p>病院機構への運営費負担金（以下「負担金」という。）は、一定の根拠に基づいた積上げ計算により算出されており、病院機構としての利益（収支の状況）にかかわらず支出されている。しかしながら、平成23年度における病院機構の単年度資金収支差は約18.5億円であり、損益ベースでの当期純利益は約24.7億円となっ</p>	<p>平成25年度にそれまでの運営費負担金の算定方法の見直しを行った。外部の専門業者に委託し、17項目の「政策医療」とその他「一般医療」とに区分した上で、患者別に各々の収支を明らかにする定量的な分析調査・検討を行い、大阪府が負担すべき政策医療費の水準を算出した。</p> <p>また、その分析調査結果等を踏まえて、「大阪府が負担すべき政策医療」について、監査委員より意見のあった項目を中心に精査し、「政策医療」の区分を17項目から12項目に再整理した。</p>

ている中で、府から126億円を超える負担金を支出していることについては、その必要性を再度検証する必要がある。

本来、負担金は、病院機構として独立採算ではできない部分、府として実施させるべき行政的医療・不採算医療の部分について支出されるべきものであり、これまで以上にその実態を把握する努力が必要である。この観点から、現状の負担金の水準及び算定方法の妥当性について早急に検証すべきである。

特に次の4点については、課題があると考えられるため、対応策を検討されたい。

1 病院機構に裁量権のある人員体制等を基準とする増すう分の考え方

2 増すう経費の算定に当たって、急性期・総合医療センターを基準とする考え方

3 中期計画上の資金収支を達成するため不足額を繰り入れる考え方

4 地方財政計画単価を計算基礎として算出する方法

なお、検討に当たっては、可能な限り、客観性、検証可能性を確保し、府民への説明責任を果たせるよう留意されたい。